

第2回（2024年） 登録送電線工事基幹技能者 講習のご案内

- 登録基幹技能者の講習修了資格は、講義を規定時間受講した者が試験に合格した場合に取得することができます（有効期間5年の講習修了証を交付します）
- 講習修了者には、建設業法に定める「主任技術者」資格が付与されます
- 第2回講習（講義・試験）の基本スケジュール
 - ・講習申込 4月01日～5月10日（HPの受講申込フォームから）
 - ・書類受付 4月10日～5月20日（LMSへアップロード）
 - ・講義期間 6月15日～7月31日（e-ラーニングは倍速1.0限定）
 - ・試験期日 8月24日 13:30～14:30（テストセンターにて試験）
- 「講習受講料」の区分をP4に追加しました
- 「講義受講免除」のご案内をP13～P15に掲載しました
- 「建設業の追加」のご案内はP16～P18に掲載しました

※詳細は、この「講習のご案内」及び「送研HP」をご覧ください



一般社団法人 送電線建設技術研究会

登録送電線工事基幹技能者 講習委員会

1. 認定講習について

この認定講習は、建設業法施行規則第18条の4の規定に基づき実施する送電線工事従事者の国土交通省認定資格「登録送電線工事基幹技能者」について、認定評価を行うための講習です。

講習受講者は、建設業法における建設工事の種類「電気工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」に関わる送電線工事の実務経験が必要です。

合格者は、建設業法の「主任技術者」要件を満たす者と認定されます。

2. 講習実施団体・登録基幹技能者制度推進協議会

■講習実施団体

一般社団法人 送電線建設技術研究会（以下、送研と表示する）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-6 楓ビル 4F

URL <http://www.sou-ken.or.jp/>

■登録基幹技能者制度推進協議会

事務局 一般財団法人 建設業振興基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目MTビル

URL <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

3. 登録送電線工事基幹技能者の職務

登録送電線工事基幹技能者は、建設工事現場において職長等を管理するものとして、おおむね次の業務を行い、現場における直接の生産活動において基幹的役割を担います。

- 1 安全、品質、工程管理等に係わる元請技術者の支援
- 2 現場の状況に応じた施工方法等に係わる提案、調整
- 3 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業の方法・手順の構成、検討・実施
- 4 一般の技能者の施工に係わる作業管理・指示・指導
- 5 前工程・後工程に配慮した他の基幹技能者・職長との連絡・調整等

4. 受講資格要件

次に示す要件をすべて満たすものでなければなりません。

(1)送電線工事に関し、建設業法に定められている「電気工事」または「とび・土木・コンクリート工事」のいずれかの建設工事の種類について、10年以上の実務経験並びに3年以上の職長経験を有する者

(2)次のイからハに掲げる条件のいずれか一つを満たす者

イ 電気工事施工管理技士又は土木施工管理技士(2級以上)資格を有する者

ロ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰を有する者

ハ 次の①と②に掲げる条件の双方を満たす資格を有する者

a. 以下の4資格をすべて有すること

- ・ 特別高圧電気取扱者 特別教育
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転 技能講習（又は免許）
- ・ 送電線作業用フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育

b. 以下の3資格のうち、いずれか1資格を有すること

- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者 技能講習
- ・ 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者 技能講習

5. 受講申込みに必要な証明書類

受講資格要件を満たす証明として、次の書類を準備してください。

① 実務経験は、事業主が証明した実務経験証明書

※受講者が事業主の場合（一人親方等）は、記載事実に相違ない旨の誓約書欄に自署・押印が必要です。

② 職長経験は、事業主が証明した実務経験証明書、および労働安全衛生法第60条に定める教育（建設業）を修了したことを証する書類（職長教育修了証の写し）

③ 受講資格要件を証明する書類（技能講習の修了証などの写し）

6. 講習（講義・試験）の方法

■ 講義 ■

- ・ 講義は、「学習管理システム（LMS）」を使用します。

受講認定通知でお知らせする「URL、およびユーザID、パスワード」でLMSにアクセスし、e-ラーニング（インターネットを利用した学習）を受講してください。

- ・ e-ラーニングは、講習テキストの画像に講義音声を入れた動画です。パソコン・タブレット・スマホのいずれからでも受講できます。

※e-ラーニングの再生は、倍速 1.0 に限定します（早送りはできません）

■ 講義修了通知（8月1日） ■

- ・ e-ラーニングを規定時間学習した受講者には「**講義修了通知**」をお知らせします。あわせて、試験の前日まで自由学習できる「**自習用 e-ラーニング（再生倍速自由）**」を送信します。
- ・ e-ラーニング学習が規定時間に満たない受講者には「**受講時間不足**」を送信します。この場合、講義未受講となるため、**試験の受験資格はありません。**

■ 試験 ■

- ・ 試験は、全国各地にあるテストセンターを試験会場とし、パソコンで実施する試験（CBT）により実施します。
- ・ 事前に全国 300 ヶ所程度あるテストセンター（試験会場）の中から、受験者が都合の良い所在地の試験会場を選択（登録）し、その試験会場で受験します。
- ・ 試験会場の事前登録は、「CBT受験者専用サイト」から実施します。受講認定通知でお知らせする「URL、およびユーザID、パスワード」でサイトにアクセスし、地域・都道府県・テストセンター名（試験会場）を選択し登録します。

7. 講習（講義・試験）の開催日

■ 講義期間 ■ 2024年6月15日～7月31日（再生倍速 1.0 限定）

■ 試験日時 ■ 2024年8月24日（土）13：30～14：30

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

8. 講習の受講料・振込先

■講習受講料（税込み価格）■

講習区分	受講料(円)	対象者等
新規受講1種	22,000	電気工事業，とび・土工工事業のうち1業種の認定を希望する者
講義受講免除	16,500	第1回講習でeラーニングを規定どおり受講した者 ^{※1}
建設業の追加	11,000	講習修了証に記載の建設業以外の建設業の認定を希望する者 ^{※2}
新規受講2種	33,000	電気工事業，とび・土工工事業の2業種の認定を希望する者

※1：対象者には第2回講習の「講義受講免除通知」をメールで送付済みです（第2回講習のみ有効です）

※2：電気工事業・とび土工工事業のうち一方の認定を受けた者が，他方の業種の追加を希望する場合

- ・受講料は，交通費，昼食代，宿泊費は含みません。
- ・申込受付後は，原則として受講料は返却いたしません。
ただし，書類審査により受講が認められない場合は，受講料を返金します。

■受講料振込先■

- ・受講料は次の指定口座に振込み下さい。

三菱 UFJ 銀行（0005）	
・八重洲通支店（022）	普通預金0870264
・口座名義	一般社団法人 送電線建設技術研究会 [シャソウデンセンケンセツキジュツケンキュウカイ]
ゆうちょ銀行	
○ゆうちょ銀行から振替口座として利用される場合	
・口座記号番号	00120-6-421809
・口座名称	登録送電線工事基幹技能者講習 [ウロクソウデンセンコウジキカンギノウシャコウシュウ]
・払込・払出店	神田今川橋
○他行から振込口座として利用される場合	
・店名（店番）	〇一九（ゼロイチキョウ）店（019）
・預金種目	当座
・口座番号	0421809

- 受講料の領収書は，取扱金融機関等の「振込受領証」により代えさせていただきます
恐縮ですが，振込み手数料は受講者をご負担下さい

9. 申込受付期間

- 受講申込受付期間■：2024年4月1日(月)～5月10日(金)

受講申込は，送研ホームページ「登録基幹技能者」「認定講習の受講方法」に掲載する「[➡受講申込フォーム](#)」により申込みください。

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

受講申込フォームの登録（送信）をもって「受講申込」とします。

■受講申込フォーム■

申込みフォームには次の事項を入力してください。

- ・受講者の「登録メールアドレス・氏名・生年月日・住所・電話番号」
- ・勤務先の「会社名，所属部所，住所，電話番号」
- ・講習区分（新規受講1種・講義受講免除・建設業の追加・新規受講2種等から選択）
- ・建設業の種類（「電気工事業」または「とび・土工工事業」から選択）
- ・講習テキストの郵送先（受講者の指定住所） など

※講習区分が，講義受講免除・建設業の追加はP13以降に詳細ご案内します。

■受講申込受付通知■

受講申込を受付けた方には，受付番号・申込書類の確認要領及び申込書類をアップロードするための「学習管理システム（LMS）のURL，ユーザID，パスワード，アップロード方法」を登録メールアドレス宛に送信します。

■申込書類受付期間■：2024年4月10日(水)～5月20日(月)

受講申込書類は，電子データにして学習管理システム（LMS）にアップロードしてください。詳細は「12. 受講申込書類の確認要領」をご覧ください。

- ・受講者の顔写真（書類No.000）・・・jpg又はPDF
- ・実務経験証明書（書類No.010）・・・Excel
- ・資格証明書写し（書類No.020～050）・・・jpg又はPDF
- ・受講料払込証明写し（書類No.060）・・・jpg又はPDF

「実務経験証明書（書類No.010）」は，所属会社の代表者印を押印した原本を，後日，「11. 講習申込み先（講習委員会宛）」に郵送してください。

10. 教材

- ・登録基幹技能者 共通テキスト（第5版）・・・建設業振興基金発行
- ・登録送電線工事基幹技能者 講習テキスト・・・送研発行（2023年作成）
- ・登録送電線工事基幹技能者 補足テキスト・・・送研発行（必要の都度発行）

※教材は「新規受講者」にのみ送付いたします。

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

11. 講習申込先

- 住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-6 楓ビル4階
- 宛先 一般社団法人 送電線建設技術研究会内
登録送電線工事基幹技能者 講習委員会
- 電話 代表 03-3253-6200 講習事務直通 080-3715-5886
- Mail kosyu_zimu@souden.team

12. 受講申込書類の確認要領

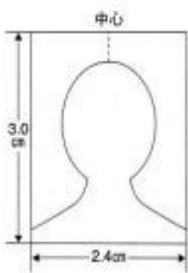
「受講申込書類」は、下記の要領で作成した電子データを学習管理システム（LMS）にアップロードしてください。

電子データのファイル名は、受講申込受付通知でお知らせする「**受付番号・書類No.**」と「**氏名**」を**ファイル名**にしてください。

（例：受付番号 240005，書類No. 000，氏名 送電次郎 ➡ 240005-000 送電次郎.JPG）

■受講者の顔写真・書類No.000（例：240005-000 送電次郎.JPG）

顔写真は、講習合格者に発行する「講習修了証」の写真として使用しますので、画像の電子データをお送りください。**スマホ自撮り写真でOK**です。



写真撮影上の留意事項

- 1 申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの
- 2 6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3 無帽，無背景，縁なし，正面肩口まで入るよう撮影したもの
- 4 縦横比（概ね縦5：横4）の変更をしていないもの

※写真サイズは概ねでOK。講習修了証でサイズ調整します（縦横比を変えません）

■実務経験証明書・書類No.010（例：240005-010 送電次郎.xls）

- ・実務経験証明書の「証明者」は事業主です。証明者欄に所属会社の住所，会社名，代表者氏名を記入し，代表者印（丸印）を押印してください。

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

- ・「証明者」は、会社代表者に代えて、会社が管理する「職位印」がある担当役員（取締役工事部長等）でも可能です。
- ・受講申込者が事業主（証明者）の場合は、必ず「誓約欄」に自署・押印してください。

不適切な事案を認めた場合のペナルティ

実務経験は**法令で事業主の証明を求める重要書類**です。実務経験期間などについて事実との相違が認められた場合は、**本人もしくは所属会社全員の受講資格又は合格を取消し**することがあります。

受講者及び証明者（事業主・会社代表者）はご注意ください。

■職長教育修了証・書類No.020（例：240005-020 送電次郎.JPG）

労働安全衛生法第60条に定める教育の修了証（職長教育修了証又は職長・安全衛生責任者教育修了証）の写し（交付番号・交付年月日・氏名・生年月日・教育実施機関の名称・印が判読できること）

■資格の証明・書類No.030～050

○施工管理技士合格証明書の写・書類No.031・・・（例：240005-031 送電次郎.JPG）

※登録番号・交付年月日・氏名・生年月日・写真が判読できること

○安全優良職長厚生労働大臣顕彰状の写・書類No.032・・・（例：240005-032 送電次郎.JPG）

※氏名・受賞年月日が判読できること

○必須4資格（特別教育・技能講習）の修了証の写し

・特別高圧電気取扱者特別教育・書類No.041・・・（例：240005-041 送電次郎.JPG）

・玉掛け技能講習・書類No.042・・・（例：240005-042 送電次郎.JPG）

・小型クレーン運転技能講習又は免許・書類No.043・・・（例：240005-043 送電次郎.JPG）

・送電用フルハーネス型墜落制止用器具特別教育・書類No.044（例：240005-044 送電次郎.JPG）

※教育等の名称・交付番号・交付年月日・氏名・生年月日・教育等実施機関の名称・印が判読できること

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

○選択資格のうち、いずれかの技能講習修了証の写し

- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者・書類No.051 (例：240005-051 送電次郎.JPG)
- ・足場の組立て等作業主任者・書類No.052 (例：240005-052 送電次郎.JPG)
- ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者・書類No.053 . . . (例：240005-053 送電次郎.JPG)

※講習の名称・交付番号・交付年月日・氏名・生年月日・講習実施機関の名称・印が判読できること

■受講料払込の証明・書類No.060 (例：240005-060 送電次郎.JPG)

- ・受講料の振込み金融機関の払込受領証

13. 受講認定の通知

書類審査の結果、受講が認められた申込者には「受講認定通知」を登録メールアドレス宛に送信（5月25日以降）します。

■登録メールアドレスに送信するもの

○5月25日以降に送信するもの

- ・受講認定通知
 - ・試験会場予約用「CBT受験者専用サイト」のURL，ユーザID，パスワード
- ※試験会場は6月14日までの登録を推奨します。15日以降も登録できますが、空き席が減少し希望する試験会場を予約できない場合があります。

○e-ラーニング講義開始までに送付するもの

- ・講義用「学習管理システム（LMS）」のURL，ユーザID，パスワード

■受講者の指定住所に郵送するもの

- ・登録基幹技能者 共通テキスト（第5版） 建設業振興基金発行
- ・登録送電線工事基幹技能者 講習テキスト 送研発行

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

14. 講習（講義）プログラム

■受講科目と受講時間を以下に示す。

科目	内容	講習時間
1.基幹技能一般知識に関する科目 2.関係法令に関する科目	第1章 登録基幹技能者制度の意義と役割 第1章補足 関係法令	3時間
3.建設工事の施工管理・ 工程管理・原価管理等 その他の技術上の管理 に関する科目	第2章 施工管理と施工計画	3時間
	第3章 工程管理	1時間
	第4章 原価管理	1時間
	第5章 品質管理	1時間
	第6章 安全管理	2時間
	第7章 新しい技術	1時間
合 計		12時間

・以上のプログラムをe-ラーニングにより受講して戴きます。

・e-ラーニングによる受講状況は、受講者毎に学習管理システム（LMS）により、受講科目・受講時間等が記録管理されます。

■講義内容に関する質疑応答

・講義期間中は、Web 会議システムとEメールにより講義内容に関する質問に講師陣がお答えします。

・Web 会議システムは、平日の営業時間内（9～16時）は、常時、接続可能な状態にして質問にお答えします。（受講認定通知の際に Web 会議の URL をお送りします）

・Eメール質問は、専用アドレス（kosyu_situgi@souden.team）で受付します。

・質問に対する応答は、質問の日から2営業日以内で、かつ講義期間内とします。

第2回 登録送電線工事基幹技能者講習のご案内

15. 講習（試験）

- ・試験日時は、2024年8月24日（土）13：30～14：30です。
テストセンターの受付時間は、試験開始30分前からです。
- ・試験当日は、テストセンター（試験会場）に到着後、受付エリアで顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）により本人確認と試験方法の説明を受け、「受験ログイン情報」を受取り試験室に入室する。
- ・試験室では、パーテーションで一人ずつ仕切られた机に配置してあるパソコンを用いて受験します。私物は持ち込みできません（指定のロッカー等に収納）
- ・試験中は、テストセンターの試験官が室内又はカメラ等で監視します。

16. 講習（試験）時に持参するもの

テストセンター（試験会場）には、本人確認できる顔写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参してください。

17. 講習修了証の交付

- ・登録送電線工事基幹技能者「講習修了証」は、講義を規定時間受講した上で、試験に合格した者に交付します。（講習修了証の有効期限は5年間です）
- ・講習修了証には、「建設業法 第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」と記載されます。
- ・国・都道府県等発注の公共工事における経営事項審査で加点される登録基幹技能者は「講習修了証」を交付された者です。

登録送電線工事基幹技能者 講習修了証（見本）

登録送電線工事基幹技能者 講習修了証			
	修了証番号 第 412310-00100 号		
	氏 名 送電 翔平		
	生年月日 1980年06月06日		
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習も修了した者であることも証します。この者は、下記の建設業の種類について建設業法第26条第1項の主任技術者の要件も満たす者であると認めます。			
実務経験も有する 建設業の種類	電気工事業 <input type="radio"/> 及び、土工事業	修了年月日	2023年09月30日
		有効期限	2028年09月30日
(登録番号 第41号) 一般社団法人 送電線建設技術研究会			

(講習修了証の更新について) ・現に登録基幹技能者として送電線工事に従事していることが必須。 ・有効期限内に登録基幹技能者の能力水準を満たすことを再確認するとともに、更新に至る期間の技術進歩や法令改正等に対応した新たな知識等の修得を目的に更新講習を修了することで有効期限を更新する。 ・1年後に有効期限を迎える登録基幹技能者に対して、有効期限が到来することを通知する。更新講習の方法は、通信教育による。

18. 合格者の公表

合格者は、受講番号・氏名・所属会社を送研HP、機関紙「送研ラインマン」で公表します。（送研HPには1年間掲載します）

また、登録基幹技能者データベース（建設業振興基金）に登録されます。

いずれも、同意を頂いた合格者のみとします。登録基幹技能者データベースには、送研HPの登録基幹技能者ページからアクセスできます。

19. 試験問題と合格基準の公表

試験問題、解答及び合格基準は、試験の合否が確定した後に、送研HPの登録基幹技能者ページに掲載して公表します。（送研HPには過去3年分を掲載します）

20. 助成金のご案内 建設事業主に対する助成制度です

登録基幹技能者講習は、厚生労働省の助成金制度の対象になっています。

■人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）■

- 受給要件：中小建設事業主が雇用する建設労働者に登録基幹技能者講習を受講させる
- 助成金：経費助成（e-ラーニング講習は賃金助成の対象外になりました）
- 申請先：建設事業主の所在地を管轄する都道府県労働局です
- 申請期限：講習終了日（試験の日）から2ヶ月以内 ※厚生労働省に確認済み
- 申請書類：**申請用の証明書類を希望される事業者は、講習事務までお申し出ください**
※所属会社、申請担当者名前・メールアドレス、講習受講者名をお知らせ下さい
- 証明書類：講習終了日後に発行して申請担当者にメールで送信します
 - ・建技様式第3号別紙1（助成金支給申請内訳書）
 - ・講習受講証明書
 - ・e-ラーニング受講記録（労働局の申請受付窓口から要請があった場合のみ）

※詳細は、厚生労働省のホームページ <https://www.mhltennpuw.go.jp/index.html> から「建設事業主等に対する助成金のご案内」をご確認ください

21. 添付書類

- 講習受講手続きフロー
- 講習申込フォーム（書式） → 3月中旬を目処に添付します
- 受講申込書類（見本） → 3月中旬を目処に添付します

以 上

「講義受講免除」のご案内（前回講習におけるe-ラーニング修了者）

以下、本編に追加してご案内します。共通事項は本編を確認ください

■講義受講免除■の取扱いについて

登録基幹技能者講習において、試験が不合格であっても、講義（e-ラーニング）を規定どおり修了した者は、翌年度実施する講習（試験）を再受験できるものとしています。

その際には、講習の講義（e-ラーニング）について受講が免除されます。

5. 受講申込みに必要な証明書類

- ・「受講者の顔写真」（6ヶ月以内に撮影したもの）を提出ください。講習修了証の写真に使用します。
- ・その他、必要な証明書類はありません（前回講習の証明書類を適用します）
ただし、所属会社が変わった場合には申し出ください。

6. 講習（講義・試験）の方法

■講義■

- ・講義は受講免除されますが、試験に向けた学習用に「e-ラーニング」を配信します。講習テキストは郵送しません。
- ・受講認定通知でお知らせする「URL、ユーザID、パスワード」でLMSにアクセスし、e-ラーニングを学習してください。
- ・e-ラーニング配信期間
 - ➡2024年06月15日～07月31日（再生は倍速1.0限定です：早送り不可）
 - ➡2024年08月01日～08月23日（再生は倍速選択自由：早送り可）

■試験■

- ・試験は、全国各地にあるテストセンターを試験会場とし、パソコンで実施する試験（CBT）により実施します。
- ・事前に全国300ヶ所程度あるテストセンター（試験会場）の中から、受験者が都合の良い所在地の試験会場を選択（登録）し、その試験会場で受験します。
- ・試験会場の事前登録は「CBT受験者専用サイト」から実施します。
受講認定通知でお知らせする「URL、ユーザID、パスワード」でサイトにアクセス、地域・都道府県・テストセンター名（試験会場）を選択し登録します。

7. 講習（講義・試験）の開催日

- 試験日時■ 2024年8月24日（土）13:30～14:30

8. 講習の受講料・振込先

■講習受講料■

- ・講義受講免除 16,500円（税込み）
- ・受講料には、交通費，昼食費，宿泊費は含みません。
- ・申込受付後は，原則として受講料は返却いたしません。

■受講料振込先■

- ・本編「講習のご案内」におなじ

9. 申込受付期間と方法

■受講申込期間■：2024年4月1日(月)～5月10日(金)

講習の受講申込は，送研ホームページ「登録基幹技能者」「認定講習の受講方法」に掲載する「[▶受講申込フォーム](#)」により申込みください。

受講申込フォームの登録（送信）をもって「受講申込」とします。

■受講申込フォーム■

申込みフォームには次の事項を入力してください。

- ・受講者の「登録メールアドレス・氏名・生年月日・住所・電話番号」
- ・勤務先の「会社名，所属部所，住所，電話番号」
- ・受講区分は「**講義受講免除**」を選択してください。

■受講申込受付通知■

受講申込を受付した方には「受付番号・申込書類の確認要領」と申込書類をアップロードするための「学習管理システム（LMS）のURL，ユーザID，パスワード，アップロード方法」を登録メールアドレス宛に送信します。

■申込書類受付期間■：2024年4月10日(水)～5月20日(月)

受講申込書類は，電子データにして学習管理システム（LMS）にアップロードしてください。「12. 受講申込書類の確認要領」をご覧ください。

- ・受講者の顔写真（書類No.000）・・・JPG又はPDF
- ・受講料払込証明写し（書類No.060）・・・JPG又はPDF

10. 教材

テキストは，郵送いたしません。

11. 講習申込先

本編「講習のご案内」におなじ

12. 受講申込書類の確認要領

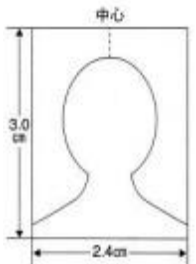
「受講申込書類」は、下記の要領で作成した電子データを学習管理システム（LMS）にアップロードしてください。

電子データのファイル名は、申込受付通知でお知らせする「**受付番号・書類No.**」と「**氏名**」をファイル名にしてください。

（例：受付番号 240005，書類No. 000，氏名 送電次郎 →240005-000 送電次郎.JPG）

■受講者の顔写真・書類No.000（例：240005-000 送電次郎.JPG）

顔写真は、講習合格者に発行する「講習修了証」の写真として使用しますので、画質600ピクセル以上のデータでお送りください。スマホ自撮り写真でOKです。

	<p>写真撮影上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの2 6ヶ月以内に撮影されたもの3 無帽，無背景，縁なし，正面肩口まで入るよう撮影したもの4 縦横比（概ね縦5：横4）の変更をしていないもの
--	---

※写真サイズは概ねでOKです。修了証作成時に縦横比を変えずにサイズ調整します。

■受講料払込の証明・書類No.060（例：240005-060 送電次郎.JPG）

・受講料の振込み金融機関の払込受領証・書類No.060・（例：240005-060 送電次郎.JPG）

13. 受講認定の通知

書類審査の結果、受講が認められた申込者には「受講認定通知」を登録メールアドレス宛に送信（5月25日以降）します。

■登録メールアドレスに送付するもの

○5月25日頃から送信するもの

・受講認定通知

・試験会場予約用「CBT受験者専用サイト」のURL，ユーザID，パスワード

※試験会場は6月14日までの登録を推奨します。15日以降も登録できますが、空きが減少し希望する試験会場を予約できない場合があります。

○6月15日（e-ラーニング講義開始）までに送付するもの

・学習用「学習管理システム（LMS）」のURL，ユーザID，パスワード

以上

「建設業の追加」のご案内（追加する建設業について資格要件を満たす者）

以下、本編に追加してご案内します。共通事項は本編をご覧ください

■建設業（種類）の追加■の取扱いについて

既に登録基幹技能者資格を保有する講習修了者が、講習修了証に記載した建設業の種類以外の建設業の種類を追加を希望する場合には、追加の申請を受け付けるものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- ・講習修了証交付後に追加する建設業の種類について、資格要件を満たす場合に申請を認める。

資格要件は、追加する建設業の種類について「実務経験証明書」の提出を求め、送電線工事に関し、10年以上の実務経験並びに3年以上の職長経験を有する者であることを確認する。

この際の実務経験は、交付済の「講習修了証」に記載した建設業の種類に関する「実務経験証明書」と重複しないものであること。

- ・既に登録基幹技能者資格を保有する講習修了者のため、新たに講習は行わない。
- ・資格要件を満たすと認定された者には、講習修了証に追加する建設業の種類について追記し再交付する。
- ・有効期限は、既存の講習修了証の有効期限を引き継ぐものとする。

5. 受講申込みに必要な証明書類

講習修了証交付後に追加する建設業の種類について、資格要件を満たす証明として、次の書類を準備してください。

- 事業主が証明した「実務経験証明書」（追加する建設業の種類に関するもの）
 - ・受講者が一人親方等の事業主の場合は、記載事実に相違ない旨の誓約書欄に自署・押印が必要です。
 - ・所属会社が変わった場合には申し出ください。
- 「受講者の顔写真」（6ヶ月以内に撮影したもの）
 - ・講習修了証の写真として使用します。

8. 講習の受講料・振込先

■講習受講料■

- ・建設業の追加 11,000円（税込み）
- ・申込受付後は、原則として受講料は返却いたしません。

■受講料振込先■

- ・本編「講習のご案内」におなじ

9. 申込受付期間と方法

■受講申込期間■：2024年4月1日(月)～5月10日(金)

講習の受講申込は、送研ホームページ「登録基幹技能者」「認定講習の受講方法」に掲載する「➡受講申込フォーム」により申込みください。

受講申込フォームの登録（送信）をもって「受講申込」とします。

■受講申込フォーム■

申込みフォームには次の事項を入力してください。

- ・受講者（申込者）の「登録メールアドレス・氏名・生年月日・住所・電話番号」
- ・勤務先（所属会社）の「会社名，所属部所，住所，電話番号」
- ・受講区分は「**建設業の追加**」を選択してください

■受講申込受付通知■

受講申込を受付した方には「受付番号・申込書類の確認要領」と申込書類をアップロードするための「学習管理システム（LMS）のURL，ユーザID，パスワード，アップロード方法」を登録メールアドレス宛に送信します。

■申込書類受付期間■：2024年4月10日(水)～5月20日(月)

受講申込書類は、電子データにして学習管理システム（LMS）にアップロードしてください。詳細は「12. 受講申込書類の確認要領」をご覧ください。

- ・受講者の顔写真（書類No.000）・・・JPG又はPDF
- ・実務経歴証明書（書類No.010）・・・Excel
- ・受講料払込証明写し（書類No.060）・・・JPG又はPDF

12. 受講申込書類の確認要領

「受講申込書類」は、下記の要領で作成した電子データを学習管理システム（LMS）にアップロードしてください。

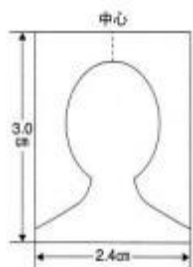
電子データのファイル名は、受講申込受付通知でお知らせする「**受付番号・書類No.**」と「**氏名**」をファイル名にしてください。

（例：受付番号 240005，書類No. 000，氏名 送電次郎 ➡240005-000 送電次郎.JPG）

「建設業の追加」のご案内（追加する建設業について資格要件を満たす者）

■受講者の顔写真・書類No.000（例：240005-000 送電次郎.JPG）

顔写真は、講習合格者に発行する「講習修了証」の写真として使用しますので、画質の電子データでお送りください。**スマホ自撮り写真でOK**です。



写真撮影上の留意事項

- 1 申込者本人のみがカラー写真で撮影されたもの
- 2 6ヶ月以内に撮影されたもの
- 3 無帽、無背景、縁なし、正面肩口まで入るよう撮影したもの
- 4 縦横比（概ね縦5：横4）の変更をしていないもの

※写真サイズは概ねでOKです。講習修了証はサイズ調整します（縦横比は変えない）

■実務経験証明書・書類No.010（例：240005-010 送電次郎.xlsx）

- ・実務経験証明書の「証明者」は事業主です。証明者欄に所属会社の住所、会社名、代表者氏名を記入し、代表者印（丸印）を押印してください。
- ・「証明者」は、会社代表者に代えて、会社が管理する「職位印」がある担当役員（取締役工事部長等）でも可能です。
- ・申込者が事業主（証明者）の場合は、必ず「誓約欄」に自署・押印してください。
- ・「実務経験証明書（書類No.010）」は、所属会社の代表者印を押印した原本を、後日、講習委員会宛に郵送してください。

不適切な事案を認めた場合のペナルティ

実務経験は**法令で事業主の証明を求める重要書類**です。実務経験期間などについて事実との相違が認められた場合は、**本人もしくは所属会社全員の受講資格又は合格を取消し**ることがあります。

受講者及び証明者（事業主・会社代表者）はご注意ください。

■受講料払込の証明・書類No.060（例：240005-060 送電次郎.JPG）

- ・受講料の振込み金融機関の払込受領証・書類No.060・（例：240005-060 送電次郎.JPG）

以上

